

2024年11月8日

各位

遺贈寄付に関する新居浜工業高等専門学校との協定締結について

株式会社伊予銀行（頭取 三好 賢治）は、独立行政法人国立高等専門学校機構 新居浜工業高等専門学校（以下、「新居浜高専」）との間で、お客さまの遺産を新居浜高専に寄付するための協定を締結しますので、下記のとおりお知らせいたします。

高齢化の進行や家族形態の多様化、終活への関心の高まり等を背景に、お客さまから「遺産を地域のために役立てたい」、「遺産を教育のために活用してもらいたい」というお申し出を受けることが増加しています。

このようなご厚意に応えるため、新居浜高専と協定を締結し、当社が取り扱う相続関連商品・サービスと連携させることで、遺産を寄付するための新たな仕組みを構築いたします。例えば、遺言代用信託を活用すれば、銀行にお預けいただいた信託財産を老後資金として活用しつつ、ご相続が発生したときはその全部または一部を新居浜高専に寄付することが可能となります。

当社は、今後も多様化するお客さまの課題を解決し、豊かな人生の実現をサポートしてまいります。

記

○締結式

日時 2024年11月11日（月） 13:00～13:15
場所 新居浜工業高等専門学校 管理・電気情報工学科棟2階 第2会議室
出席者 新居浜工業高等専門学校 校長 鈴木 康司
伊予銀行 執行役員 新居浜支店長 佐藤 浩一
愛媛銀行 執行役員 新居浜支店長 渡邊 義人

○相続関連商品・サービス（当社取扱商品）

名称	商品・サービスの概要
遺言代用信託 （まごころレター）	<ul style="list-style-type: none">お客さまが当社に金銭を信託財産として預け、それを誰に遺すかを生前に決めておくことができる商品です。お客さまが信託財産の全部または一部を新居浜高専に遺す旨の意思を表示しておくことで、ご相続発生後に当社が信託財産を新居浜高専にお渡しします。
遺言コンサルティング	<ul style="list-style-type: none">当社がお客さまの遺言書作成をお手伝いするサービスです。遺言書の中で、新居浜高専を遺産の全部または一部の受取人として指定しておくことで、ご相続発生後に新居浜高専に遺産が寄付されます。

以上